

○ 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改正案	現行
<p>附則 （少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置）</p> <p>第三条 改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について<u>二千万円</u>とする。</p> <p>一 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（第五号に掲げるものを除く。） <u>六百万円</u></p> <p>二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険（次号及び第四号に掲げるものを除く。） <u>百六十万円</u></p>	<p>附則 （少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置）</p> <p>第三条 改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者につき、改正法の施行の日から同日から起算して七年を経過する日（以下この条において「基準日」という。）までの間は、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について<u>五千万円</u>とし、基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間は、次の各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額に<u>五分の三</u>（第二号に掲げる保険にあつては、<u>三分の二</u>）を乗じて得た金額及び第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について<u>三千万円</u>とする。</p> <p>一 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（第五号に掲げるものを除く。） <u>千五百万円</u></p> <p>二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険（次号及び第四号に掲げるものを除く。） <u>二百四十万円</u></p>

三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほか第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害の填補（以下この条において「保険金の支払等」という。）により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（次号に掲げるものを除く。） 六百万円

四 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険のほか第一号、前号又は次号に掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、第一号、前号又は次号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 千二百万円

五 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号に

三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほか第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害の填補（以下この条において「保険金の支払等」という。）により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（次号に掲げるものを除く。） 千五百万円

四 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険のほか第一号、前号又は次号に掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、第一号、前号又は次号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 三千万円

五 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号に

において同じ。) 六百万円(同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、千二百万円)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(次号に掲げるものを除く。)
二千万円

七 低発生率保険(法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。)
二千万円

2 平成三十年三月三十一日に保険契約者であつた者(以下この項において「既契約者」という。)との間で当該既契約者が同日に締結していた保険契約(当該同日に締結していた保険契約について一回以上更改(当該同日に締結していた保険契約に係る保険と前項各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る保険契約に変更するものであつて、かつ、その変更後の保険契約の被保険者のうちに当該同日に締結していた保険契約に係る被保険者が含まれるものに限る。以下この項において同じ。)をし、又は更新をしたものを含み、現に当該既契約者が締結しているものに限る。以下この項において「現存契約」という。)について更改をし、又は更新をするときは、当該被保険者については、前項の規定にかかわらず、改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に應じて政令で定める金額は、前項各号に掲げる保険の保険金額について

において同じ。) 千五百万円(同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、三千万円)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(次号に掲げるものを除く。)
五千万円

七 低発生率保険(法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。)
五千万円

2 基準日の翌日から同日から起算して五年を経過する日までの間に保険を引き受ける場合において、基準日に保険契約者であつた者(以下この項において「既契約者」という。)との間で当該既契約者が基準日に締結していた保険契約(以下この項において「既契約」という。)に係る保険と前項各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る保険契約を締結し、かつ、当該保険契約の被保険者のうちに既契約に係る被保険者(以下この項において「既被保険者」という。)が含まれるときは、当該既被保険者については、前項の規定にかかわらず、改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に應じて政令で定める金額は、前項各号に掲げる保険の保険金額についてそれぞれ当該各号に定める金額とし、かつ、同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について五千万円とする。

それぞれ当該各号に掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額
(当該合計額が当該各号に定める金額に満たない場合にあつては、
当該金額)とし、かつ、同項第一号から第六号までに掲げる保険の
保険金額の合計額について二千万円(同項第一号から第六号までに
掲げる保険に係る現存契約の保険金額の合計額が二千万円を超える
場合にあつては、当該合計額)とする。